

健康しらおい21計画等策定健康増進事業実施者会議設置要綱

(設置)

第1条 健康しらおい21計画等(健康しらおい21計画及び白老町食育推進計画をいう。)の策定に関し、実態調査や計画検討のため、健康しらおい21計画等策定健康増進事業実施者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康しらおい21計画等の実態把握や計画策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する健康増進事業実施者等で、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による健康増進事業実施者
- (2) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康増進事業実施者
- (3) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定による健康増進事業実施者
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による健康増進事業実施者
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による健康増進事業実施者
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による健康増進事業実施者
- (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による健康増進事業実施者
- (8) 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
- (9) 健康増進事業等を実施する実務者で、町長が指名する者

(委員長及び副委員長)

第4条 会議には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を代表し、掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行し、健康しらおい21計画等策定をもってその効力を失う。

健康しらおい21計画等策定健康増進事業実施者会議名簿

選出区分	所属	氏名
学校保健安全法の規定による健康増進実施事業者	校長会代表 教頭会代表 栄養教諭 教育課学校教育G	
労働安全衛生法の規定による健康増進実施事業者・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による健康増進実施事業者	白老町商工会 いぶり中央漁業協同組合白老支所女性部 JAとまこまい広域白老支所	
共済組合法の規定による健康増進実施事業者・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による健康増進実施事業者	町総務課人事給与G	
苫小牧保健所	北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室	
国民健康保険法の規定による健康増進実施事業者・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による健康増進実施事業者	町町民課国保・年金G	
健康増進事業等を実施する実務者で、町長が指名する者	町産業経済課農水産G NPO白老消費者協会	
介護保険法の規定による健康増進実施事業者	町健康福祉課高齢者保健福祉G	
母子保健法の規定による健康増進実施事業者	町健康福祉課健康推進G	

開催年月日等		内 容
平成 24 年	11 月	食育推進事業（白老町の各担当部署の主な取組み）について調査
平成 25 年	1 月 24 日	いぶり食育推進ネットワーク会議 開催 （主催 胆振総合振興局農政課）
	2 月	第 2 期白老町特定健診等実施計画（案）作成
	6～8 月	健康しらおい 21 計画等策定健康増進事業実施者会議要綱作成、委員の推薦作業
	8 月	第 2 次健康しらおい 21 計画の素案作成作業 第 1 次食育推進計画の素案作成作業
	9 月 25 日	第 1 回 策定会議 ・ 第 2 次健康しらおい 21 計画の素案について ・ 第 1 次食育推進計画の素案について
	10 月	・ 第 2 次健康しらおい 21 計画の素案修正作業 ・ 第 1 次食育推進計画の素案修正作業
	11 月 27 日	第 2 回 策定会議 ・ 第 2 次健康しらおい 21 計画の各論について ・ 第 1 次食育推進計画の各論について
	12 月 26 日 ～1 月 25 日	パブリックコメント募集
平成 26 年	1 月下旬	・ パブコメご意見に対する町の考え方 ・ 案の修正作業
	2 月 25 日	第 3 回 策定会議 ・ 計画の最終報告について（パブリックコメント結果等）
	3 月 18 日	議会報告
	3 月下旬	・ 事務局での最終校正 ・ 町長決裁
	4～6 月 （予定）	計画推進に向けて広く普及啓発に努めるために、計画書を策定委員・町議会議員・健康づくり団体等へ配布及び町ホームページに掲載する。 さらにダイジェスト版を町内会長会議にて配布し、班回覧する。